

平成 23 年 2 月 28 日制定
平成 23 年 6 月 1 日 施行
平成 23 年 5 月 9 日 改定
平成 24 年 12 月 15 日改定
平成 26 年 11 月 7 日 改定
令和 6 年 12 月 23 日 改定
令和 8 年 7 月 10 日改定

一般社団法人 可視化情報学会 細則

第 1 章 会 員

(入会申込み)

- 第 1 条 会員になろうとする者は、本学会所定の入会申込書に必要事項を記入し、入会金及び年会費を添えて申込みをする。
- 2 入会申込みに対しては、理事会でその資格を審査して入会を承認する。
- 3 入会申込書記載事項に変更が生じたときは直ちに書面で届出をする。

(会員の種別)

- 第 2 条 会員は、正会員、賛助会員、学生会員、名誉会員の 4 種とする。
- 2 正会員は、正会員(一般)と正会員(教員会員)と正会員(シニア会員)の 3 種とする。
- 3 正会員(教員会員)の規定は別途定める。
- 4 正会員(シニア会員)の規定は別途定める。
- 5 学生会員は、大学院修士課程、大学、工業高等専門学校、高等学校及びこれらに準ずる学校に在学中の者とする。

(退 会)

- 第 3 条 本学会を退会しようとする者は書面でその理由を申し出て、任意に退会することができる。
- 2 前項の申し出があった者で、当該年度までの会費を滞納しているときは直ちに会費を完納する。

(会費の滞納)

- 第 4 条 会費の滞納のある会員については、学会費 2 年度分の未納が判明した時点で、会員の資格を喪失し、退会とする。

(再入会)

- 第 5 条 会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第 1 条に定める入会申込書の提出を求めることとする。
- 2 前項の再入会申込に対しては、第 1 条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後、3 年間は、再入会を認めないこととする。
- 3 第 5 条 第 4 条に定める基準により会員資格を喪失したものが、会員資格喪失時点における未納分の会費を支払った場合には、その時点で前項及び前前項の規定にかかわらず再入会を認めるものとし、その際の入会金は免除する。なお、再入会後の会員歴は新たに開始するものとする。

第 2 章 理事職務権限

- 第6条 会長、副会長以外の理事の職務別名称を次の通りとし、それぞれを若干名とする。
総務理事，財務理事，編集理事，企画理事
- 2 副会長は、総務・財務，編集，企画に関する事項の職務を分担する。
- 3 職務分担は会長の指名による。
- 第7条 総務理事は、会員，文書，人事，総会，理事会，役員の選挙，その他総務に関する事項の職務を分担する。
- 第8条 財務理事は、予算，決算，金銭物品の出納管理，その他財務に関する事項の職務を分担する。
- 第9条 編集理事は、会誌の編集に関する事項の職務を分担する。
- 第10条 企画理事は、講演会，講習会，セミナー，見学会，出版，特定の事項の調査・研究（研究会を含むその他企画に関する事項の職務を分担する。

第3章 委員会及び委員

- 第11条 本学会は、恒常的な業務を遂行するために常置委員会を設置する。
- 2 常置委員会の設置及び廃止は、理事会で定める。
- 3 常置委員会の委員長及び委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後でも次の期の委員が定まるまでは、その職務を行う。
- 第12条 会長は、前条の委員会の外、必要と認めた事項について理事会の議決を経て、臨時委員会を設置することができる。
- 2 設置期間は理事会で定める。
- 3 臨時委員会の委員長及び委員の任期は、原則としてその委員会の設置期間とする。
- 第13条 各委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。
- 2 委員会規定は別に定める。

第4章 会誌その他の刊行物

- 第14条 本学会は可視化情報学会誌等出版事業規定に定める刊行物を定期的に発行する。
- 第15条 本学会は理事会にはかり定期刊行物以外に、有益と認められる出版物の刊行やその他の手段による情報の提供を行う。
- 第16条 会誌は全会員に配布する。
- 2 刊行物の配布方法並びに情報の提供方法は、理事会で定める。
- 第17条 会誌その他の刊行物の寄贈先は理事会で定める。

第5章 シンポジウム，講演会，協力研究

- 第18条 本学会はシンポジウム，講演会，講習会，研究会，セミナー，写真展，機器展，科学展，座談会，見学会等を開催する。また，協力研究，研究交流を行うことができる。

第7章 表 彰

- 第19条 本学会に多大の功労があったと理事会が認めたものを表彰する。
- 第20条 可視化情報学に関する貴重な研究論文，顕著な技術功績，優秀な映像作品を発表した者を，理事会で審議の上，表彰する。
- 第21条 上記項目以外に，理事会が必要と認めた賞を設け，表彰することができる。
- 第22条 表彰の実施については別に定める。

第8章 職員及び嘱託員

第23条 会務を処理するために職員あるいは嘱託員若干名を置く。その選任，給与は予算の範囲内で理事会が決める。

2 勤務条件については別に定める。

第9章 改訂

第24条 本細則は，理事会の議決によって改訂することができる。

附 則

1 平成23年2月28日に制定されたこの規則は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。